

福祉サポートまちだ事業充実検討委員会 本日の検討項目について

検討課題等とスケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
開催日	7月6日(金) 13:00-16:00		8月21日(火) 14:00-16:00		10月29日(月) 10:00-12:00		12月17日(月) 10:00-12:00		1月28日(月) 10:00-12:00	(予備日)
開催回数	第1回委員会		第2回委員会		第3回委員会		第4回委員会		第5回委員会	第6回委員会
検討課題	<p>① 広報機能の拡充に向けた検討</p> <p>② 相談機能の拡充に向けた検討</p> <p>ア) 相談受付について</p> <p>イ) アセスメントについて</p> <p>ウ) 支援方針について</p>	<p>③ 成年後見制度利用促進機能の拡充に向けた検討</p> <p>ア) 本人・親族申し立ての支援について</p> <p>イ) 市長申し立てを適切に行える体制について</p>		<p>③ 成年後見制度利用促進機能の拡充に向けた検討</p> <p>ウ) 担い手の育成・活動の促進について</p> <p>④ 後見人支援機能の拡充に向けた検討</p> <p>ア) モニタリング・バックアップについて</p>		<p>④ 後見人支援機能の拡充に向けた検討</p> <p>ア) モニタリング・バックアップについて</p> <p>のまとめ 1</p>		<p>検討結果のまとめ 2</p>		
その他の項目	今後の検討に向けた意見交換					不正防止についての意見交換				
備考		検討内容をHPで公開		検討内容をHPで公開		検討内容をHPで公開	サポート町田運営委員会開催		検討内容をHPで公開	検討内容をHPで公開

↑
本日の検討項目

福祉サポートまちだの事業の現状と課題について
～中核機関が担うべき役割を見据えた事業充実の検討～

4 後見人支援機能の拡充（ア モニタリング・バックアップについて）

期待される効果例：本人・後見人が相談し連携できるチームが身近な地域に作られる。親族・市民後見人等が不明なことを相談し、適切な支援を受けられる。中核機関と家庭裁判所の間で連携・調整が行われ、必要と判断された場合には類型変更や後見人の交代等が行われる。家庭裁判所への報告書類の作成のほか、難易度の高い書類作成の支援を受けられるようになる。後見活動の相談・助言の機会となる。

現状の取り組み	課題分析	今後の方向性（案）
ア①親族後見人への受任後の相談対応	ア①申し立て支援で対応した相談者に対し、受任後の後見業務について説明するタイミングが申し立て支援時のみである。 <ul style="list-style-type: none">・申し立ての一連の流れとして説明するだけで終わっている。受任後の業務等の詳細や報告書の書き方等は、問い合わせが寄せられた方に説明するが、それ以外は実施していない。・申し立て支援で関わる方は、申し立て時には、手続きを進める為の書類準備に必死な状態であり、受任後の流れを聞く余裕がない。・福祉サポートまちだとして、受任後の相談対応を行っていることについての情報提供不足。	ア①申し立てに関する相談を受けた際や申し立て支援時に、受任後も相談対応および法律相談等の各種支援が可能であることを、チラシなどを用意しながら案内する。

福祉サポートまちだの事業の現状と課題について
～中核機関が担うべき役割を見据えた事業充実の検討～

4 後見人支援機能の拡充（ア モニタリング・バックアップについて）

期待される効果例：本人・後見人が相談し連携できるチームが身近な地域に作られる。親族・市民後見人等が不明なことを相談し、適切な支援を受けられる。中核機関と家庭裁判所の間で連携・調整が行われ、必要と判断された場合には類型変更や後見人の交代等が行われる。家庭裁判所への報告書類の作成のほか、難易度の高い書類作成の支援が受けられるようになる。後見活動の相談・助言の機会となる。

現状の取り組み	課題分析	今後の方向性（案）
ア①親族後見人への受任後の相談対応	ア①-2申し立て支援に関わり、候補者の紹介等を行ない専門職を後見人候補者とした場合には、審判後に引き継ぎカンファレンスを開催するが、親族が後見人になった場合等は引き継ぎカンファレンス等を行っていない。 ・後見人が関係機関と連携できるような支援が出来ていない。	ア①-2推進機関として把握している親族後見人に対し、後見人から連絡や相談等が無い場合、どの程度まで積極的に関わる必要があるかを整理する。 ・親族後見人に対し、申し立て支援を行った際に、受任後のカンファレンスや関係機関との連携について、必要に応じて支援が可能であることを説明する。 ・親族後見人と関係機関との連携がスムーズに進むよう、関係機関への働きかけを進める。

福祉サポートまちだの事業の現状と課題について
 ～中核機関が担うべき役割を見据えた事業充実の検討～

4 後見人支援機能の拡充（ア モニタリング・バックアップについて）

期待される効果例：本人・後見人が相談し連携できるチームが身近な地域に作られる。親族・市民後見人等が不明なことを相談し、適切な支援を受けられる。中核機関と家庭裁判所の間で連携・調整が行われ、必要と判断された場合には類型変更や後見人の交代等が行われる。家庭裁判所への報告書類の作成のほか、難易度の高い書類作成の支援が受けられるようになる。後見活動の相談・助言の機会となる。

現状の取り組み	課題分析	今後の方向性（案）
<p>ア②親族後見人連絡会の開催 （親族後見人に向け情報提供や、親族後見人同士の繋がり作り、福祉サポートまちだの役割り理解等を目的に開催・年1回開催）</p>	<p>ア②新規参加者が少なく、参加者が固定化している。申し立てを検討中の方も対象としているため、参加者それぞれの状況に差があり、研修会の内容が一般的な話になってしまう。【資料2】 ・座談会等も参加者が共有できるテーマ探しが難しい。【資料3】 ・座談会は参加者から講師への個別質問会になってしまうことが多く、講師への相談順番待ちとなってしまう。連絡会の際に、法律相談の予約案内や、福祉サポートまちだの案内をしているが、改めてじっくり相談するということは希望されない参加者が多い。（今聞いておきたいが、わざわざ別日に来るほどのことではないと考えている方が多い。）</p>	<p>ア②テーマ別の親族後見人連絡会を開催するなど、開催の在り方を検討し、連絡会に活かしていく。 ・親族後見人が受任後の支援として何を望んでいるのかを、連絡会参加者や申し立て支援を行った方等から聞き取り、ニーズに合わせた支援の在り方の検討する。</p>

福祉サポートまちだの事業の現状と課題について
 ～中核機関が担うべき役割を見据えた事業充実の検討～

4 後見人支援機能の拡充（ア モニタリング・バックアップについて）

期待される効果例：本人・後見人が相談し連携できるチームが身近な地域に作られる。親族・市民後見人等が不明なことを相談し、適切な支援を受けられる。中核機関と家庭裁判所の間で連携・調整が行われ、必要と判断された場合には類型変更や後見人の交代等が行われる。家庭裁判所への報告書類の作成のほか、難易度の高い書類作成の支援を受けられるようになる。後見活動の相談・助言の機会となる。

現状の取り組み	課題分析	今後の方向性（案）
ア③親族後見人等に向けた法律相談の実施	ア③法律相談や親族相談会、連絡会等があることを案内するが、申し込みは少ない。	ア③、ア④申し立てに関する相談を受けた際や申し立て支援時に、受任後も、相談対応および法律相談等の各種支援が可能であることを、チラシなどを用意しながら案内する。 ・親族後見人が、相談の必要性を感じた時に、相談先として認識してもらえるように、社協ホームページや社協だよりなどで定期的な情報発信をおこなう。
ア④親族後見人に向けた家庭裁判所への報告書の確認や相談への対応	ア④親族後見人相談会や連絡会時に推進機関の役割を説明しているが、受任後の相談は非常に少ない。周知活動が不十分。	

【資料2】

親族後見人連絡会 参加状況

	2015年度	2016年度	2017年度
案内通知 発送件数	72通	63通	82通
当日参加者 総数	17名	22名	26名
新規申込者数	3名	13名	17名
案内による 申込者数	14名	9名	9名
案内に対する参 加率	19.4%	14.2%	10.9%
参加総数に対す る新規参加率	17.6%	59.0%	65.3%

【資料3】

親族後見人連絡会 開催テーマ

年度	テーマ
2015年度	介護保険制度改正のポイント・ケアマネジャーから見た 介護保険の改正
2016年度	専門職から見た親族後見人の活動ポイント
2017年度	知っておきたい成年後見制度利用促進法と後見報告業務

福祉サポートまちだの事業の現状と課題について
 ～中核機関が担うべき役割を見据えた事業充実の検討～

4 後見人支援機能の拡充（モニタリング・バックアップについて）

期待される効果例：本人・後見人が相談し連携できるチームが身近な地域に作られる。親族・市民後見人等が不明なことを相談し、適切な支援を受けられる。中核機関と家庭裁判所の間で連携・調整が行われ、必要と判断された場合には類型変更や後見人の交代等が行われる。家庭裁判所への報告書類の作成のほか、難易度の高い書類作成の支援を受けられるようになる。後見活動の相談・助言の機会となる。

現状の取り組み	課題分析	今後の方向性（案）
<p>ア⑤第三者後見人受任時の引き継ぎカンファレンスの実施</p>	<p>ア⑤後見人によって、引き継ぎカンファレンス時に求める情報量に差がある。 ・関係機関が、本人の支援方針や今後の方向性について、カンファレンスだけでは充分把握できなかつたり、後見人の考えを理解できず、困って推進機関に相談の電話が入ることがある。【資料4】</p>	<p>ア⑤引き継ぎカンファレンスのより良い実施の在り方の検討。 ・推進機関として、カンファレンス実施後に、後見人や関係機関に対してどの程度の支援を行うべきかについて検討する。 （例：引き継ぎカンファレンス実施後何か月か過ぎたところでカンファレンスの実施の必要性を確認する等）</p>
<p>ア⑥第三者後見人連絡会の開催 （第三者後見人同士の情報の共有、ネットワークの構築を目的に年2回実施）</p>	<p>ア⑥参加者の偏り。参加者の受任経験等に差があるため、連絡会で実施するグループワークが、教える人と教わる人になってしまう。共通して話せるテーマ設定を考えると内容がマンネリ化する。 ・参加者の固定化 ・事例検討に事例を提案いただける後見人がいない。 【資料5、5②】</p>	<p>ア⑥連絡会の実施目的の整理</p>

【資料4】

引き継ぎカンファレンスでの共有事項

実施方法：

審判確定後、後見人等と関係機関に対し日程調整を行い、参集可能な日を確定し、約1時間程度のカンファレンスを実施する。

推進機関が進行役を務め、以下の内容について次第にし共有していく。

カンファレンスでの内容：

1 経過報告（あらかじめ次第に記載しておき事務局が報告）

- ・申し立てに至るまでの経緯
- ・申立日、審判日、申立人、類型
- ・申し立ての目的

2 後見人の業務についての確認（あらかじめ次第に記載しておき事務局が報告）

- ・財産管理、身上保護、家裁への定期報告
- ・後見人にできることできない事の確認

3 具体的な引継ぎ及び検討事項（①から⑥までの項目だけを挙げておき、参加者が順次報告していく）

① 現在までの生活状況

（本人とのコミュニケーション、生活スタイルなど）

② 今後の生活の見通しについて

【資料4 つづき】

③ 財産状況

④ 親族状況（敬称略）

⑤ 関係機関の対応方法

（後見人に依頼すべきことや確認事項をそれぞれ確認）

⑥ 福祉総務課から

4 その他確認事項

【資料5】

第三者後見人連絡会（サルビアネット）検討テーマ等

2015年度	第1回 事例検討 後見信託について 第2回 事例検討 障がいのある方の医療機関との連携について 第3回 事例検討 財産が無く年金も多くななく在宅生活が困難な被後見人の居場所について 第4回 事例検討 財産が極めて少ない被後見人が亡くなった場合で親族の協力が得られないときの対応
2016年度	第1回 事例検討 親亡き後の障がい者支援/本人の意思決定・親の希望 第2回 グループワーク 「障がい者の本人支援のありかた～親との関わり、親亡きあとの本人意思決定支援とは～」 「補助人・保佐人の本人支援のありかた～本人のQOLとは～」 第3回 事例検討 ご自分の意思を明確に表現できない方への意思決定支援に配慮した後見実践について ～どこで誰と生活するのかを考える～
2017年度	第1回 講演 「高齢者虐待防止と権利擁護」 第2回 事例検討 精神障がい者の地域移行支援について
2018年度	第1回 講演 「ひとり死時代の日本社会とその課題」

【資料5②】

第三者後見人連絡会（サルビアネット）参加者数と職種

実施時期		内容	弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	市民後見人	その他	合計
2015年度	1回	事例検討	2	5	19	6	4	4	40
	2回	事例検討	1	1	10	7	5	3	27
	3回	事例検討	2	5	8	6	4	4	29
	4回	事例検討	不明	不明	不明	不明	3	2	不明
2016年度	1回	事例検討	不明	不明	不明	不明	6	不明	不明
	2回	GW	2	2	11	5	3	13	36
	3回	事例検討	1	2	9	4	9	5	30
2017年度	1回	講演	4	2	9	2	9	1	27
	2回	事例検討	2	3	4	2	7	2	20
2018年度	1回	講演	4	6	8	2	9	2	31
合計			18	26	78	34	59	36	240

福祉サポートまちだの事業の現状と課題について
 ～中核機関が担うべき役割を見据えた事業充実の検討～

4 後見人支援機能の拡充（モニタリング・バックアップについて）

期待される効果例：本人・後見人が相談し連携できるチームが身近な地域に作られる。親族・市民後見人等が不明なことを相談し、適切な支援を受けられる。中核機関と家庭裁判所の間で連携・調整が行われ、必要と判断された場合には類型変更や後見人の交代等が行われる。家庭裁判所への報告書類の作成のほか、難易度の高い書類作成の支援を受けられるようになる。後見活動の相談・助言の機会となる。

現状の取り組み	課題分析	今後の方向性（案）
ア⑦ 未実施	ア⑦親族も含め、本人にとって望ましい後見人候補者や後見人の交代を検討するための場がない。	ア⑦利害関係等に左右されないような仕組みやメンバーの在り方について整理し、検討の場の設置に向けた準備をすすめる。
ア⑧ 未実施	ア⑧必要に応じ、後見人の交代について検討し、状況に応じてスムーズな交代が出来るよう、専門職団体や家裁との連携の強化が必要である。	ア⑧各専門職団体や家裁との情報交換や問題提起が出来るような機会を設けることができるよう働きかけを行う。
ア⑨ 未実施	ア⑨後見活動に関して推進機関に寄せられた相談や課題に対し、適切な支援や助言が出来るような機能を有していない。	ア⑨推進機関の職員のスキルアップ。専門職種種の常勤等も含めた、推進機関としての組織力強化に向けた在り方の検討。

福祉サポートまちだの事業の現状と課題について
 ～中核機関が担うべき役割を見据えた事業充実の検討～

4 後見人支援機能の拡充（モニタリング・バックアップについて）

期待される効果例：本人・後見人が相談し連携できるチームが身近な地域に作られる。親族・市民後見人等が不明なことを相談し、適切な支援を受けられる。中核機関と家庭裁判所の間で連携・調整が行われ、必要と判断された場合には類型変更や後見人の交代等が行われる。家庭裁判所への報告書類の作成のほか、難易度の高い書類作成の支援が受けられるようになる。後見活動の相談・助言の機会となる。

現状の取り組み	課題分析	今後の方向性（案）
ア⑩ 未実施	ア⑩本人の意思決定支援（意向確認）を行うための後見人等への支援ができていない。【資料6】	ア⑩意思決定支援についての啓発や実践に繋がる研修会等の実施 ・推進機関として、カンファレンス実施後に、後見人や関係機関に対してどの程度の支援を行うべきかについて検討する。 （例：引き継ぎカンファレンス実施後何か月か過ぎたところでカンファレンスの実施の必要性を確認する等）
ア⑪ 未実施	ア⑪後見人等を取り巻く関係者が後見人の役割を十分に理解していない。	ア⑪広報活動の充実 ・制度を知らない人に後見人等の役割を理解してもらうための仕組みの検討（例：後見人の仕事を説明したチラシの作成等）